

全L協保安・業務G3第133号
令和3年11月15日

正会員 各位

(一社) 全国LPGガス協会

LPGガス容器流出防止措置消費者向け周知チラシについて（お知らせ）

標記つきましては、9月17日開催の保安委員会において、本年12月1日から施行される容器流出防止措置に対して、消費者へご理解、ご協力を促すことを目的にチラシを作成することになったことを受け、別添のとおり作成いたしました。

本チラシをホームページに掲載することや印刷してご活用くださいますようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

また、今回の容器流出防止措置に対する質問などをまとめQ&Aを全L協にて現在、作成しておりますので、後日改めてご案内いたします。

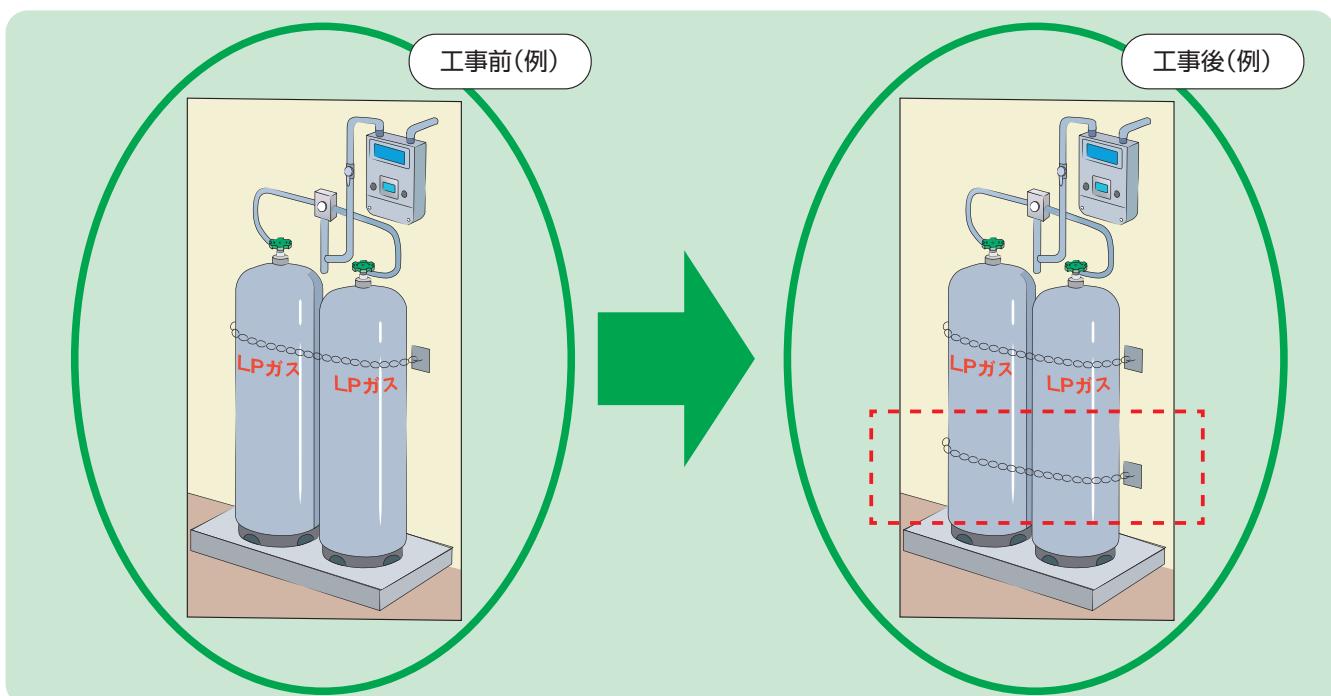
以上

発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 濑谷、安藤、橋本

お客様へのお知らせ

液化石油ガス法が変わりました。 お客様宅に設置してあるLPガス容器への流出対策が必要に!!

- 近年、大雨による河川の氾濫等により水害などが全国的に多発しております。このような状況を受けて、水害などからLPガス容器の流出を防ぐ対策を取ることが義務付けされました。具体的には、設置されている容器にベルト・鎖等をお客様の建物の外壁にフック等を追加で取り付け、2重掛けする措置が必要となります。
- お客様の安全・安心のためとなりますので、何卒ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



- 本作業にかかる現場でのお客様への費用はございませんので、費用請求するような不審者にはご注意ください。

連絡先



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



一般社団法人 全国LPガス協会